

業務連絡

令和7年12月24日

各 自動車整備振興会 御中

一般
社団法人 日本自動車整備振興会連合会
事業部

「指定工場におけるOBD検査の判定フロー」の一部修正について

前略 国土交通省における標記フローの作成については、日整連第7-204号（令和7年7月24日付）にてお知らせしたところですが、今般、国土交通省では、「指定工場におけるDTCの削除」について、第5回OBD検査モニタリング会合においても案内されましたとおり、スピードメータ検査実施後のDTC消去に限らず、DTCを削除する行為のみであれば、「その他特殊な部品の修理」に該当するため、外部委託が可能と整理したことから、別添のとおり当該フローを修正した旨、当会宛に情報提供がありましたのでお知らせいたします。

なお、当該フローにつきましては、下記1のとおり、国土交通省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

草々

記

1. 「指定工場におけるOBD検査の判定フロー」掲載ページ

●国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_OBD_company.html#flow

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001901376.pdf> (関係事務連絡)

※事務連絡における当該フローも差替えられたことから、振興会事務局向け情報サイトに掲載しております業務連絡及び発信文書（令和7年7月18日付・令和7年7月24日付）についても差替えました。

2. 改訂箇所

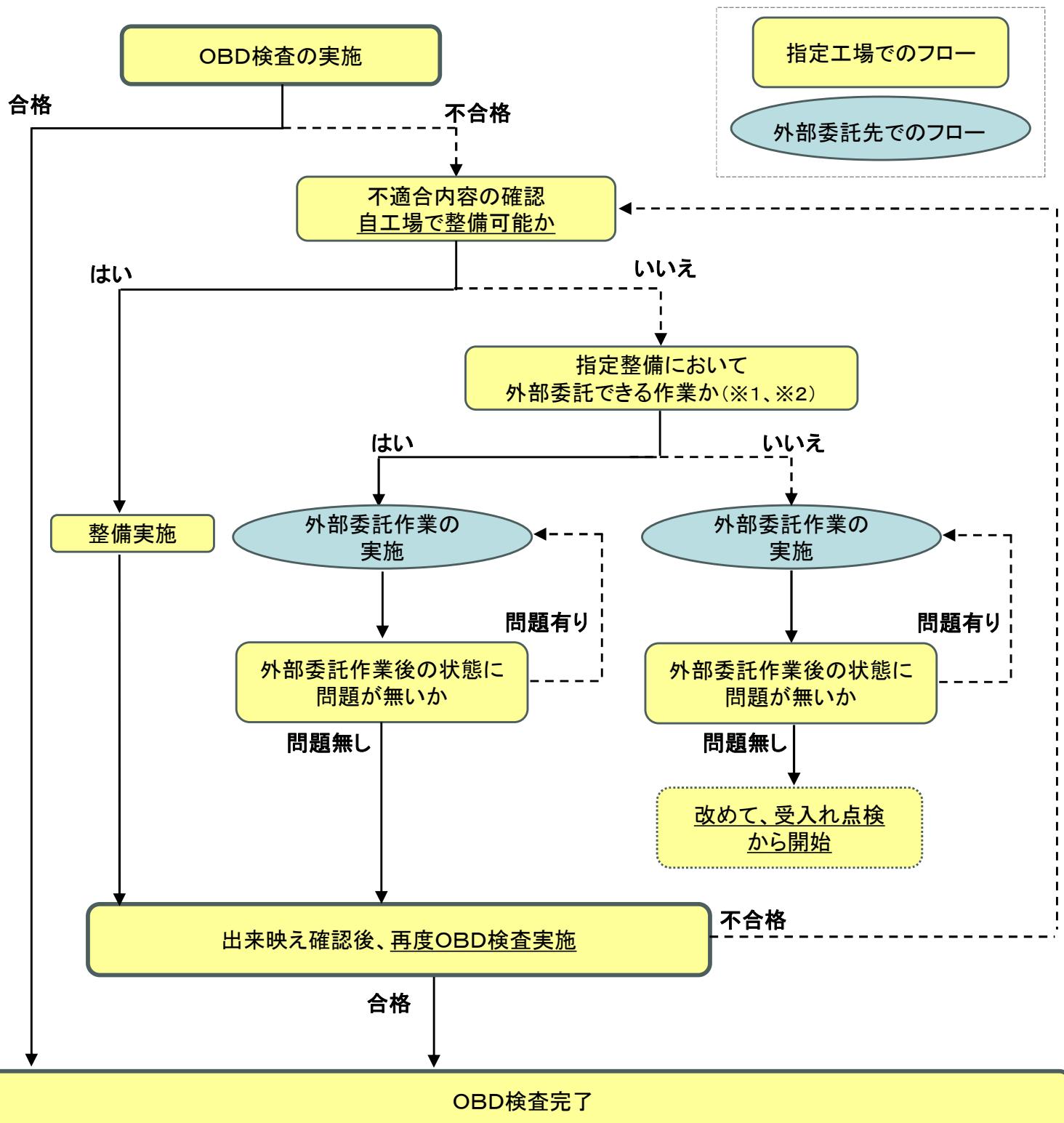
●ページ下部「※2」

改訂前：「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」について、当該特定DTCを消去する作業は、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

改訂後：DTCを消去する作業のみであれば、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能

以上

指定工場におけるOBD検査の判定フロー(R7.12版)



※1 指定整備において、外部委託できる作業は以下の通り

- ・機械加工 　・鍛冶 　・メッキ 　・溶接 　・タイヤの修理 　・車枠及び車体の修理
- ・電気装置の修理 　・計器の修理 　・自動変速装置その他特殊な部品の修理
- ・電子制御装置整備の構内外注又は一部外注

※2 DTCを消去する作業のみであれば、「自動変速装置その他特殊な部品の修理」に該当し、外部委託が可能
 例) 「スピードメータ検査実施後にABSのテルテールが点灯、その後テルテールは消灯しても特定DTCが残る現象」
 について、当該特定DTCを消去する作業